



令和6年台風第10号に伴う災害による被害を受けた中小企業の皆様へ 沼津市が早期復旧・経営の安定化を支援します！

要旨

沼津市中小企業災害対策資金利子補給事業は、令和6年台風第10号に伴う被害を受けた中小企業の皆様が、設備の修繕や運転資金確保などのため、静岡県中小企業災害対策資金の融資を利用した際に、貸付から2年間、利子の一部を市が上乗せ補給して、経営の安定化を支援するための制度です。

概要

1 利用対象者

市内に店舗、工場又は事業所を有する中小企業者で、令和6年9月3日以後に静岡県中小企業災害対策資金の融資を新たに受けられた方。

2 利子補給の内容

(1) 利子補給対象限度額	最大 5000 万円(県制度と同額)
(2) 利子補給期間	融資開始から2年間(元金返済の据置期間も含む)
(3) 利子補給額	支払利子金額の1/2相当 ※融資当日から起算して24回分の実支払利子額の合計から算出します。

3 申込方法 [所定の申込書](#)に必要書類を添えて、市商工振興課に申し込んでください。

4 申込期間 令和7年3月31日まで

5 利子補給方法

年度ごとに利子補給金を交付します。申込をされた方に、毎年度末ごろ、申請書類一式を送付しますので、その都度、交付申請を行ってください。

6 その他 静岡県中小企業災害対策資金の取扱による

お問い合わせ先

沼津市役所 産業振興部 商工振興課 労働福祉係
直通:055-934-4749

令和6年度

令和6年台風第10号に伴う災害による被害を受けて 静岡県中小企業災害対策資金を利用している皆様へ

沼津市中小企業災害対策資金利子補給事業のお知らせ

令和6年台風第10号に伴う災害による被害を受け、設備の修繕や運転資金確保などのため、中小企業の皆様が、静岡県中小企業災害対策資金の融資を利用した際に、貸付から2年間の利子の一部を市が上乗せ補給して、経営の安定化を支援するための制度です。

利用対象者	市内に店舗、工場又は事業所を有する中小企業者で、令和6年9月3日以後に静岡県中小企業災害対策資金の融資を新たに受けられた方。(※1)
利子補給対象限度額	5,000万円（県制度と同額）
利子補給期間	融資開始から2年間（元金据置の期間も含む）
利子補給額	支払利子の金額の1/2相当（※2）
申込方法	所定の申込書に融資償還予定表を添えて市商工振興課に申し込んでください。
申込期間	令和7年3月31日（月）まで
利子補給の方法	年度ごとに利子補給金を交付します。申込をされた方に、毎年度末ごろに申請書類一式を送付しますので、そのつど交付申請を行ってください。
その他	静岡県中小企業災害対策資金の取扱による

(※1) 静岡県中小企業災害対策資金の取扱期間は、令和6年9月3日～SN保証4号の適用期限（告示から3か月後）まで

(※2) 融資当日から起算して24回分の実支払利子額の合計から算出します。

お問い合わせ先 沼津市役所商工振興課 労働福祉係 TEL 055-934-4749